

○津山圏域資源循環施設組合一般競争入札等参加資格・業者選定
取扱要綱

平成21年5月25日
津山圏域資源循環施設組合告示第10号

(目的)

第1条 津山圏域資源循環施設組合の入札の公平性及び事務の効率化に資するため、一般競争入札等参加資格・業者選定に係る取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 工事請負、業務委託及び物品供給契約に係る一般競争入札等に参加できる者は、津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町のいずれかの有資格者名簿に登録されている者を原則とする。

(選定基準)

第3条 津山圏域資源循環施設組合一般競争入札等に参加する者の選定に関する基準は、管理者が別に定めるものを除き、津山市の例を準用する。

(その他)

第4条 指名参加業者は、第2条の有資格者名簿に登録されている者を原則とする他、必要な事項は指名委員会が決定する。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則 (平成24年1月27日告示第18号)

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則 (令和6年8月30日告示第7号)

この告示は、公示の日から施行する。